

高等教育の修学支援

1. 収入基準 収入基準は以下のとおりです。

支給額算定基準額(a) = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) (b) (100 円未満切り捨て)

【第 1 区分】

学生等本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること (※1)。具体的には、学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額 (※2) の合計が、100 円未満であること。

【第 2 区分】

学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額 (※2) の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること。

【第 3 区分】

学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額 (※2) の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること。

- ※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。
- ※2 支給額算定基準額(a) = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) (b) (100 円未満切り捨て)
支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「調整額」は、課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。なお、「マイナポータル」を活用すれば、市町村民税の課税標準額などを調べることができます。
- (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1) の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。
- (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額) に 4 分の 3 を乗じた額となります。